

## 介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証交付申請書類 提出チェック票

●介護支援専門員の登録及び専門員証の交付には申請が必要になりますので、以下の書類がそろっているか確認してください。

●登録の申請は実務研修を修了した日から**3月を経過する日まで**に行う必要があります。

## ■介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証交付申請

提出書類等		注意	確認欄
1	介護支援専門員登録申請書兼 介護支援専門員証交付申請書 (別記第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請区分欄の「①登録及び交付」または「②登録のみ」のいずれかを○で囲む</li> <li>住所欄には「住民票記載の住所」を正しく記入例) ○丁目 ○○番地○○</li> </ul>	
2	実務研修修了証明書の写し		
3	住民票の原本 1通	<p>申請者の氏名・住所がわかる部分が記載されているもの 発行日から6か月以内のもの</p> <p>※個人番号（マイナンバー）が記載された住民票は4の「番号確認書類」となります。この場合でも運転免許証等の「身元確認書類」は必要です。</p>	
4	「番号確認書類」及び「身元確認書類」の写し	持参により提出する場合は写しの添付ではなく原本の提示でも可能	
5	本人確認書類チェックリスト		
「①登録及び交付」を○で囲む場合は下記6・7も添付すること。			
6	写真 1部  ※この写真を専門員証に貼付（使用）します。	<p>大きさは縦3cm×横2.4cm ※必ず規定の大きさの写真を準備してください。</p> <p>裏面に氏名を記入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月以内に撮影したもの</li> <li>・上三分身、正面、脱帽、無背景で本人と判別できる鮮明なもの</li> </ul> <p>※カラー、白黒どちらでも可</p>	
7	和歌山県証紙 3,000円	1の申請書の所定の位置に貼り付けてください。	

以上の書類を下記まで提出（郵送の場合は簡易書留）してください。

提出先：和歌山県長寿社会課 振興班 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1